

岐阜県林業経営体に関する公表要領

令和8年3月26日森経第1104号林政部長通知

(目的)

第1 この要領は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下、「法」という。）」、「森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号。以下、「規則」という。）」及び「森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知、以下「森林経営管理法通知」という。）」に基づき、法第36条第2項及び法第44条第2項に適合する民間事業者（以下、「適合事業者」という。）の公募、登録及び公表並びに「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、以下、「育成経営体通知」という。）」に基づき、選定・公表される民間事業者（以下、「育成経営体」という。）の公募、登録及び公表に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の定義は、次に掲げるところによる。

(1) 民間事業者

森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって森林の継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者とする。

(2) 適合事業者

法第36条第2項（以下、「法第36条」という。）及び法第44条第2項（以下、「法第44条」という。）の要件に適合する民間事業者とする。

(3) 育成経営体

育成経営体通知に基づき、中長期的に効率的・安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を含む森林経営の継続性を確保する民間事業者とする。

(4) 選定経営体

適合事業者又は、育成経営体に登録・公表された民間事業者とする。

(登録区分)

第3 次の区分により登録する。

(1) 適合事業者（法第36条、法第44条又は両条に適合する者）

(2) 育成経営体

2 適合事業者は、育成経営体通知の3の(2)のアに基づき、育成経営体として選定されたものとして取り扱う。ただし、登録簿上は「適合事業者」として整理するものとする。

(申請資格)

第4 登録を受けようとする民間事業者は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

2 県内に事業所を有すること。

3 公租公課に未納がないこと。（必要に応じて納税証明書等の提出を求める場合がある。）

- 4 岐阜県暴力団排除条例に規定する暴力団等ではないこと。
- 5 過去に登録取消しを受けた場合、取消日から1年を経過していること。
ただし、国、都道府県又は市町村の入札参加資格欠格期間中は、申請することができない。
- 6 適合事業者として登録を希望する場合は、県が定める以下の(1)～(3)のいずれかに該当する体制を有するとともに、別表1に定める適合事業者の基準に適合すること。
 - (1) 森林法第11条又は第19条の規定に基づき認定を受けた森林経営計画の作成者であること
 - (2) 申請者に以下のいずれかの資格者が従事していること
 - ア 施業プランナー（県が実施した施業プランナー養成基礎研修又は施業プランナー育成研修を修了した者）
 - イ 森林総合監理士（森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者）
 - ウ 岐阜県地域森林監理士（岐阜県地域森林監理士認定要領に基づき認定を受けた者）
 - エ 森林施業プランナー（森林施業プランナー協会から認定を受けた者）
 - (3) (1)又は(2)に該当する森林経営計画策定能力を有する者と森林経営計画の策定等に関する協力内容を定めた書面により、継続的な協力連携体制を構築していること
- 7 育成経営体として登録を希望する場合は、別表1に定める育成経営体の基準に適合すること。

(公募の実施)

- 第5 知事は、毎年度1回以上、原則30日以上期間を設け、法第36条及び法第44条に基づく適合事業者の公募を行うものとする。
 - 2 育成経営体の公募は、随時とする。
 - 3 法第36条及び法第44条に基づく適合事業者の公募区域は、原則として市町村単位とする。
ただし、必要に応じて県全域又は複数市町村を一括して公募することができるものとする。
 - 4 公募は、県ホームページにより広く周知するものとする。
 - 5 公募の実施に当たり、市町村と連携して情報共有及び意向の反映に努めるものとする。
 - 6 法第36条及び法第44条の手続きは、事業者負担の軽減の観点から同時実施を妥当とする。

(応募)

- 第6 申請者は、指定の申請期限までに、登録申請書（別記様式第1号）及び添付書類を事務所がある管轄の農林事務所を経由して提出するものとする。
 - 2 前項の規定に関わらず、県が定める電子的手段（メール送信その他の方法を含む。）により提出することができるものとする。
 - 3 申請書類については、押印を不要とする。
ただし、知事が特に必要と認める場合は、押印を求めることがある。
 - 4 申請書には別表1の取組内容に応じて、次の掲げる書類を添付するものとする。
ただし、申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定事業主であり、かつ申請内容に変更がない場合は、(1)イ及びウの書類を省略することができるものとする。
なお、(1)から(3)までに掲げる書類は、申請者が該当する登録基準を満たしていることを確認するために必要なものに限り提出を求めるものとし、申請者が該当する基準に対応する書類を提出しない場合は、登録基準を満たさないものとして取り扱う。
 - (1) 申請に係る添付書類

- ア 第4の6の各号に該当することが確認できる書類の写し（有効期間内の代表的なもの1件）
 - イ 登記事項証明書（法人の場合。取得から6か月以内のもの。写し可）
 - ウ 住民票の写し（個人の場合。取得から6か月以内のもの。写し可）
- (2) 経営管理に関する添付書類
- ア 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し（該当がある場合）
 - イ 有効期間内の森林経営プランナー認定証の写し（該当がある場合）
 - ウ 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業事業者との協定書等の写し（該当がある場合）
 - エ 請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類
 - オ フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）を証明する書類の写し（該当がある場合）
 - カ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し又は、所属団体や岐阜県伐採・造林に関するガイドラインを遵守する旨の誓約書
 - キ 労働者を雇用している場合は、雇用に関して交付している文書の様式
 - ク 就業規則を制定している場合は、就業規則の写し（該当がある場合）
 - ケ 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類（該当がある場合）
 - コ 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
 - サ 労働災害の再発防止策が定められた書類の写し（該当がある場合）
 - シ 森林所有者や請負事業者との取引条件を明示した契約書等の写し（該当がある場合）
 - ス 個人情報に係る取扱いに関する要領等の写し（適合事業者区分で申請する場合は必須）
- (3) 経理的な基礎に関する添付書類（適合事業者区分で申請する場合は必須）
- ア 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）（法人の場合）
 - イ 資産及び所得税に関する誓約書（個人の場合）
 - ウ 直近事業年度が債務超過の場合、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類

(申請内容の確認)

- 第7 知事は、申請内容を確認するとともに別表1の1-(1)の要件を満たさない申請者について、必要に応じて活動希望区域の市町村長から推薦の有無を確認するものとする。
- 2 市町村長は、前項の推薦を行う場合には、当該民間事業者が別表1の1-(1)の基準を満たすものと判断した理由を明らかにした推薦書（別記様式第2号）を知事あてに提出するものとする。
 - 3 推薦があった場合は、当該推薦市町村の区域に限り登録対象とする。
 - 4 別表1に定める登録基準のうち、造林、保育、素材生産その他の施業に係る取組状況の判断にあつては、申請者が自ら実施する施業のほか、請負により実施する施業についても含めて判断するものとする。
 - 5 前項の規定による施業を含めて判断する場合は、当該請負先が別表1の1-(2)から1-(7)までに掲げる基準を満たしているかどうかによって判断するものとする。なお、第6の4に掲げる添付書類のうち、請負先に係る提出書類については、申請者が請負先の内容を確認し別記様式第3号を提供することで省略することができる。

(審査・登録・公表の実施)

- 第8 知事は、申請者から提出された書類に基づき、別表1に定める基準への適合性について審査を行い、当該基準に適合すると認めるときは、遅滞なく申請者に対し登録通知書（別記様式第4号）を交付するも

のとする。

なお、適合事業者については、当該民間事業者が活動を希望する市町村に対し、登録申請書の写しを送付するものとする。

- 2 知事は、次に掲げる事項を別記様式第5号の選定経営体登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録するものとする。
 - (1) 基本情報（名称、代表者、所在地）
 - (2) 登録番号、登録年月日、登録期間
 - (3) 登録区分
 - (4) 活動区域（希望市町村名）
- 3 知事は、登録簿に登録された事項のうち、公表すべき事項について、県ホームページにおいて公表するものとする。
- 4 前項の規定により公表する事項は、名称及び所在地とする。ただし、適合事業者については、これらに加えて活動区域と登録期間を併記するものとする。
- 5 知事は、別表1に定める基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、申請者に対し非登録通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。
- 6 知事は、申請内容が登録基準をおおむね満たしていると認める場合であって、一部の事項について改善又は補完が必要であるときは、当該改善又は補完を条件として登録することができる。

（公表の有効期間）

第9 登録及び公表の有効期間は、県が定めるものとし、3年又は5年の区分によるものとする。

- 2 登録・公表の延長を希望する場合は、有効期間満了日の3か月前までに再申請するものとする。
- 3 再申請の審査は、第7の規定に準ずる。

（変更の申請）

第10 選定経営体は、登録簿の記載事項に変更があったときは、知事に別記様式第7号により変更申請を行わなければならない。ただし、適合基準に影響を及ぼさない軽微な変更については、別記様式第8号により届出をもって変更承認に代えるものとする。

- 2 知事は、前項の内容が適切と認めるときは、遅滞なく申請者に対し変更登録通知書（別記様式第9号）を交付するとともに、登録簿及び公表内容を速やかに修正する。

（登録・公表の取消し及び停止）

第11 次の各号のいずれかに該当するときは、登録及び公表を取り消すものとする。

- (1) 重大なコンプライアンス違反が確認されたとき
 - (2) 虚偽申請を確認したとき
 - (3) 公表期間中に登録要件を満たさなくなったとき
 - (4) 有効期間満了時に再申請がないとき
 - (5) 登録が個人の場合は、その死亡を確認したとき
 - (6) 登録が法人の場合は、法人の消滅、解散を確認したとき
 - (7) 登録・公表を取りやめる申し出があったとき
- 2 前項(1)～(2)に該当する場合であっても、違反の程度が軽微であるときは、取り消しに代えて登録停止とすることができる。

- 3 適合事業者について、第1項(3)の規定により登録を取り消した場合であっても、当該民間事業者が別表1に定める育成経営体の基準を満たし、かつ申請時に提出した包括同意書に基づき区分変更に同意しているときは、登録区分を「育成経営体」に変更するものとする。
- 4 知事は、登録の取り消し又は停止を行ったときは、遅滞なく、別記様式第10号又は別記様式第11号により当該選定経営体に通知するとともに、登録簿及び公表リストの内容を修正するものとする。ただし、第1項(5)及び(6)に該当する場合は、当該選定経営体への通知を要しないものとする。
- 5 第1項の規定により登録の取り消し又は停止を行った場合は、当該選定経営体名簿及び公表を取りやめた理由を県ホームページに公表するものとする。ただし、第1項(3)から(7)に該当する場合は、公表を要しないものとする。

(労働災害発生時の報告)

- 第12 選定経営体は、業務に関連して労働災害が発生した場合は、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じるとともに、当該労働災害の概要及び再発防止策について、速やかに農林事務所を経由して知事に報告するものとする。
- 2 前項の報告は、当該労働災害の発生日、概要、原因、再発防止策その他知事が必要と認める事項について記載した書面により行うものとする。
 - 3 知事は、前項の報告内容を確認し、必要があると認めるときは、選定経営体に対し、改善その他必要な指導を行うことができる。

(実績報告)

- 第13 選定経営体は、毎年度3月末までの活動実績を翌年度5月末までに活動実績報告書(別記様式第12号)を所管する農林事務所を経由して知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告内容を確認し、必要に応じて改善指導を行うことができるものとする。

(個人情報の管理)

- 第14 知事は、登録された個人情報について適正に取り扱わなければならない。

附則

(移行措置)

- 1 令和8年3月31日までに「岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領」に基づき法第36条に適合する事業者として登録された者については、令和9年5月末日までに活動実績報告書と不足書類を提出するものとし、当該活動実績報告書等が提出されるまでの間は、なお従前の例により登録したものとみなす。

この場合において、提出された活動実績報告書の内容に基づき、知事は、登録継続の可否を判断するものとする。

なお、公表期間中であり、かつ登録時に提出した書類の内容から変更がない場合には、不足書類を提出することにより、当該公表期間と同一の期間をもって適合事業者として登録することができるものとする。
- 2 令和8年3月31日までに「林業経営体に関する情報の登録・公表要領」により「育成経営体」として登録された者については、令和9年5月末日までに活動実績報告書と要件を確認するための不足書類を提出するものとし、当該活動実績報告書等が提出されるまでの間は、なお従前の例により登録したも

のとみなす。

この場合において、提出された活動実績報告書の内容に基づき、知事は、登録継続の可否を判断するものとする。

なお、公表期間中であり、かつ登録時に提出した書類の内容から変更がない場合には、不足書類を提出することにより、当該公表期間と同一の期間をもって育成経営体として登録することができるものとする。

- 3 「岐阜県林業経営体に関する情報の登録・公表要領」に基づき公表されていた「林業事業体名簿」に掲載していた情報は、本要領施行日後、県ホームページ等による公表の対象から除外するものとする。

(旧要領の廃止)

- 4 本要領の施行に伴い、次に掲げる要領は廃止する。
 - (1) 岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領
(平成31年3月28日付け森第890号林政部長通知)
 - (2) 林業経営体に関する情報の登録・公表要領
(令和2年3月23日付け森第692号林政部長通知)

(施行日)

- 5 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

登録の基準

項目	取組事項	登録基準		説明
		適合事業者	育成経営体	
1- (1) 生産量の増加 又は生産性の向上	<p>ア 素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績を上回る目標を有していること。</p>	<p>ア又はイのいずれかの目標を有していること。</p> <p>ただし、第6の4により市町村の推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって1- (1) の基準を満たしているものとする</p>	<p>ア又はイのどちらかを満たしていること。</p>	<p>・現在の生産量の大小や現在の生産性の高低は問わない</p> <p>「一定の割合、一定の水準以上」とは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産量 5,000 m³/年未満の場合 5年間で約2割以上増加 3年間で約1割以上増加 ・生産量 5,000 m³/年以上の場合 現状値以上の増加 ・主伐生産性 11 m³/人日未満の場合 5年間で約2割の向上 3年間で約1割の向上 ・主伐生産性 11 m³/人日以上の場合 現状値以上の向上 ・間伐生産性 8 m³/人日未満の場合 5年間で約2割の向上 3年間で約1割の向上 ・間伐生産性 8 m³/人日以上の場合 現状値以上の向上
1- (1) 経営管理の対象となる森林の確保	<p>イ 経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）面積を一定の割合以上で増加させる目標を有すること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>			<p>「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・5年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 <p>のいずれかとする。</p> <p>「一定の割合」は、5年間で約2割、又は3年間で約1割を目安とする。</p> <p>「一定の水準」は、30haを目安とする。</p>

<p>1- (2) 生産管理 又は流通合理化等</p>	<p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での 快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	<p>ア～ウのいずれかに該当すること。</p>	<p>ア～ウのいずれかに該当すること又は今後該当する意向を明らかにしていること。</p>	<p>ウの「認定森林経営プランナー」とは、森林施業プランナー協会から認定を受け、認定期間内である者をいう。</p>
<p>1- (3) 造林・保育の省力化・低コスト化</p>	<p>造林・保育の省力化・低コスト化（伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等）に取り組んでいること。</p>	<p>取り組んでいること。</p>	<p>取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p>	
<p>1- (4) 主伐後の再造林の確保</p>	<p>ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。</p> <p>イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他社の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働き掛けに取り組んでいること。</p>	<p>ア、イのいずれにも該当すること。</p>	<p>ア、イいずれにも該当すること。ただし、該当しない場合であっても、アは今後一体的に実施する体制を確保する意向を、イは今後取り組む意向をそれぞれ明らかにしている場合は、基準を満たしているものとする。</p>	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施するほかの民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があること。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（ただし、経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること）とする。</p>
<p>1- (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保</p>	<p>ア 素材生産又は造林・保育に関して一定以上の事業実績を有すること</p> <p>イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が一定以上であること</p> <p>ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。</p>	<p>ア、イ、ウのいずれかに該当すること。 ※ア、イは事業実績3年以上。なお、3年は連続していることを要しない。</p>	<p>ア、イ、ウのいずれかに該当すること。 ※ア、イは事業実績1年以上</p>	

1- (6)	伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	策定していること。	策定している又は策定する意向を明らかにしていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込み、遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。
1- (7)	雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>ア 「岐阜県林業労働力の確保に関する基本計画」に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための処置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>ウ 労働災害補償保険に加入していること。 (一人親方等の特別加入を含む)</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 <p>オ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害(以下「死傷災害」)が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。</p>	ア～オのいずれにも該当していること。	同左	<p>「ア 岐阜県林業労働力の確保に関する基本計画」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第4条に基づき、作成した基本計画のことである。</p> <p>「イ 現場作業職員等」には事業主自身を含むものとする。</p> <p>「安全衛生教育を行っていること」には、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。</p> <p>「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p> <p>「死傷災害が発生した場合」であっても、当該災害に係る報告(再発防止策を含む)を速やかに県へ提出した場合は、本基準を満たしているものとする。ただし、当該報告内容に対する県からの是正等の指導に従わない場合、又は再発防止策を定めた場合であっても、労働安全衛生規則等に定められた事項を遵守せず、県等からの指導にも関わらず、再発防止策を適切に実施せず、死傷災害を繰り返し発生させた場合は、この限りではない。</p>

<p>1- (8) コンプライアンスの確保</p>	<p>ア 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>ウ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>エ 策定した行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>オ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をする恐れがあると認められるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者との書面等により取引条件を明示していること。</p> <p>キ 個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること</p>	<p>ア～オのすべてに該当しないこと、かつカおよびキの両方に該当すること。</p>	<p>同左</p>	<p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人またはその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「オ その他…相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。</p>
<p>1- (9) 常勤役員の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員を設置していること</p>	<p>設置している</p>	<p>—</p>	
<p>2 経理的な基礎</p>	<p>(1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。</p> <p>(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理と他を分離できること。</p>	<p>(1)、(2)の両方を満たしている。</p>	<p>—</p>	<p>「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人：直近の事業年度の自己資本比率が0%未満（債務超過ではない）でないこと、かつ経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えた額）が直近3年間において全てマイナスではないこと。 ・個人：直近事業年度の資産状況において負債額が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロではないこと。 ・上記を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を添付することにより、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。